

## 平成28年度第2回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 平成28年5月24日(火) 15時35分開会  
16時35分閉会

◇ **開催の場所** 教育委員会室

### ◇ **出席者**

教育長	杉元 羊一		
委員(職務代理者)	津曲 貞利	委員	高島 まり子
委員	桃木野 聡	委員	立元 千帆

### ◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	星野 泰啓	教育部長	藤田 芳昭
総務課長	橋口 訓彦	施設課長	間世田 敏
文化財課長	川原 祐明	美術館副館長	山西 健夫
図書館主幹	平田 義洋	学務課長	中崎 新一郎
学校教育課長	谷口 幸一郎	保健体育課長	春田 浩志
国体準備室長	遠藤 章	青少年課長	山下 敦宏
生涯学習課長	大堂 洋	少年自然の家所長	永吉 眞一
中央学校給食センター所長	宮里 弘見		

### ◇ **書記**

総務課主幹	土屋 幹雄	総務課主査	久家 加奈子
-------	-------	-------	--------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
  - 定第 1 1 号議案 代決処分の承認を求める件  
〔県費負担教職員の懲戒に係る内申について〕
  - 定第 1 2 号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件〕
  - 定第 1 3 号議案 鹿児島市立美術館協議会委員の解嘱及び委嘱の件
  - 定第 1 4 号議案 鹿児島市公民館運営審議会委員の委嘱の件
- 6 協議事項
  - (1) 計画学校訪問について
- 7 報告事項
  - (1) 教育委員会関係の主な行事について
- 8 その他
- 9 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 それではただいまから、平成28年度第2回教育委員会定例会を開会いたします

2 会議成立の宣言

教育長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。本日の会議録署名委員として、桃木野委員と立元委員を指名します。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてですが、本日審議する定第11号から14号議案は人事・人選等に関する案件でありますので、教育委員会会議規則第10条により、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 議案

定第11号議案 代決処分の承認を求める件

〔県費負担教職員の懲戒に係る内申について〕

**承認**

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第12号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件〕

**承認**

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第13号議案 鹿児島市立美術館協議会委員の解嘱及び委嘱の件

**原案可決**

【本議案は非公開】

【 本 議 案 は 非 公 開 】

## 6 協議事項

### (1) 計画学校訪問について

教育長 次に協議事項（1）について、まず事務局から説明をお願いします。

事務局 右上に協議事項関係資料（1）とある資料をご覧ください。前回の定例会において、計画学校訪問に参加していただくことをお願いいたしましたが、今回はこの学校訪問についてご協議いただきたいと考えておりますので、協議に先だちまして、改めてご説明いたします。「1趣旨」につきましては、地方教育行政法の改正の趣旨を踏まえ、昨年度まで実施していた学校長との面接に代えて、学校の現状・課題を知る機会として、新たに計画学校訪問に参加していただくとするものでございます。学校長との面接につきましては、平成19年度から始まり、昨年度までにすべての学校が2回目の面接が終了しております。次に「2教育委員の学校訪問への参加について」ですが、学校訪問は、年間17・8校を目安に実施しております。委員の皆様には、年間3校程度ご参加いただき、所要時間は、1校当たり概ね2時間半程度、3校時終了までと考えております。訪問校までの交通手段につきましては、訪問される委員の都合により、①公用車による送迎又は②自家用車等で直接学校へのいずれかといたします。ちなみに事務局からは、概ね15人程度が参加することとなっております。次に「3計画学校訪問の流れ」の一例ですが、時間は学校によって異なりますが、概ね1校時の後半の9時過ぎから始まり、1校時の後半が、学校の概要説明、2校時は、授業参観、3校時は、前半が、授業参観の結果を踏まえた意見交換、後半は、教育委員と学校長との意見交換を行う時間を設けることとしております。委員の方はこの3校時終了までで訪問は終了となります。前回の定例会で皆様のご都合をお伺いすることとしており、その結果をまとめたものが、別紙A4横の計画学校訪問予定一覧表でございます。それでは、計画学校訪問の具体的な内容についてご説明をお願いします。

事務局 それでは、協議事項関係資料（1）－②をご覧ください。この資料は、明日行われます計画学校訪問の資料でございます。本資料は、教頭先生が、計画学校訪問資料の形式に基づいて原案を作成し、学校教育課の指導主事と当日の日程調整や内容等の打ち合わせを行い、だいたい訪問の一週間前までに作成しているものでございます。1ページの「3日程及び内容」をご覧ください。このような日程で終了が13時となっておりますが、教育委員の皆様は、3校時ま

での出席となる予定でございます。2ページから3ページをご覧ください。ここでは、学校長による経営等の説明を行います。2ページで学校の現況・概要、3ページで学校のグランドデザインとなっております。続きまして、4ページから8ページについては、学校が取り組んでいる学力向上及び体力向上の概要です。続きまして、9ページから11ページにつきましては、学校の教員・主任等による説明と、指導主事と各領域からの課題や課題の具体策について話し合いを行うための資料になります。小学校については3主任、中学校については4主任で行うこととしております。12ページ以降につきましては、授業参観を行うにあたり、各先生方に作成していただいた資料でございます。特に14ページからは、このような流れで授業を行いますという実際の略案を示しています。学校に応じて、短い時間ではありますが、授業参観を行うことになっています。本年度の計画学校訪問は、小学校が11校、中学校が6校で、合計17校となっております。以上、学校訪問における追加の資料の説明でございます。ご協議をよろしく申し上げます。

教育長 本来はこのような説明をしてから、前回提案すべきことでしたが、ご迷惑をおかけいたしました。前後いたしました。前後いたしましたが、さきほど事務局からありましたように、学校現場を見ていただきながら、校長先生との意見交換という形で、より一層の委員会での意見交換の活性化ということを考えてのご提案でございます。ただいまの説明について、何かご質疑・ご意見はありませんか。

教育長 委員の皆さんには、それぞれのお仕事もでございます。そこを踏まえてのあくまでも計画ですので、日程・訪問校の変更も、随時、ご連絡いただければ可能かと思えます。また、日程等によっては、給食を試食していただくことも可能かと思えます。その日程の範囲で、最小限の訪問の日時をお示ししたということでご理解頂ければと思えます。また、協議事項関係資料(1)－2のような資料というのは、基本的に教育委員会への報告資料等がベースとなっております。そこでお聞きしたいのですが、このような資料作成のためには、やはり相当な時間を要するのでしょうか。

事務局 担当の指導主事と教頭先生は、かなりのやりとりをして、これを練っております。先生方につきましても、学校の指導案を何回も訂正していただいています。この指導案を通して、授業を参観していただくことによって、学校のベクトルが整うということもありますので、7年に1回ではありますけれども、いい機会であると捉えております。

教育長 ベースとなるデータ等は、すべて学校にあるものでございますが、様式にあてはめて、資料を作るということでございます。また、関係資料②の12ページの授業参観コースの「つくし」や「たんぼぼ」とあるクラスは、特別支援学級のことです。そういった学習の指導案もこの資料には含まれております。また、計画学校訪問は、学校の先生方にとっても、事前の指導主事と教頭先生のやりとりを通して、指導主事と直接意見交換できる貴重な場であると捉えております。

委員 特別支援学級が、つくし、たんぼぼ1組、たんぼぼ2組とあります。なぜ3

クラスあるのでしょうか。

事務局 子どもの障害の状況に応じて、学級が開設されます。知的障害、情緒障害、肢体不自由等がございいますので、それに応じた学級数が開かれます。

委員 重度の方もいらっしゃる可能性があるということですか。

事務局 そうですね。

教育長 別の小学校に行った際にも、肢体不自由で、電動車椅子を使っている児童がおられました。

委員 肢体不自由で、知的には問題はない子でも、特別支援学級に行く可能性はあるということですね。

教育長 個別に先生方がつきますので、情緒障害、知的障害、肢体不自由等の形で、指導の形としては分けざるを得ないということですね。

委員 今、特別支援学級はすべての学校にあるわけではありませんよね。

教育長 そうです。すべての学校にあるとは言えません。ただ、現在はかなり多くなってきています。子どもは減っていますが、ケアは必要であるということで、学級数としては、増える傾向にあるという実態があります。通常学級は、2～30名でクラスを作りますけれども、特別な支援が必要な子どもたちに対しては、例え1人や2人であっても、障害の種類に応じて、支援学級を開かなければならないので、スペースが必要になってくるということです。

事務局 肢体不自由の子どもで、知的に障害がない場合は、一般教科もできますので、先生たちがその教科に入って、授業をすることになります。あるいは、交流ができる場合には、交流学級に行って、その中で授業を受けるという形です。特に肢体不自由に関して、私が経験したことですが、常にオムツをつけていなければならないという場合には、近くにバス・トイレ等がなくてはならないので、そこで授業を受けざるを得ない。ですので、特別支援学級を置く際には、トイレに近いところに置く、あるいは、上の階の学級には行けないので、階段昇降機を使いながら、上の階に移動するというような、その子に応じた指導を行っているところがございます。

教育長 当然、学習内容によっては、通常学級に合流して実施するということがあります。学習内容によって、「つくし」の教室等で学ぶということで、ずっとそこにいるということでもないと思っております。

事務局 障害の種別の話がございましたが、補足いたしますと、特別支援学級に関しますと、そのほかに児童生徒の数の上限が決まっています。ですから、たとえば8名を超えたりいたしますと、2学級ということです。同じ障害の種類でも、このようになっております。

委員 関係資料②の28ページの「第3学年体育科学学習指導案」についてですが、指導者の欄に講師とあります。他の指導案はすべて教諭と書いてあります。これは、位置づけはどのようになっているのですか。

事務局 職務自体は変わりません。通常は教諭発令をいたしますが、講師という身分の発令につきましては、産休、育児休業、休職の際に、代替として配置するために講師という発令をさせていただいております。同じく、期限付きにつきま

しても、そもそも欠員の状態、つまり学校の先生をあと一人配置できるが、誰もなる人がいないというときに、そこに期限を切って配置をする場合には、その人は期限付きとなりますが、教諭発令となります。誰かの代わりに入るときには、講師発令となります。

委員 では、臨時採用の場合も、期限付きと講師のどちらになるかはわからないということですね。

事務局 そうです。

委員 13ページと27ページの授業参観一覧のA・Bコースについて、13ページのAコースには外国語活動がありますが、27ページのBコースにはありません。各学校の事情もおありかとは思いますが、算数や国語がたくさん配置してあります。外国語活動ももうほとんど教科化が決まっているような状況ですから、できればBコースにも1つくらいあるといいなと思います。

教育長 委員の皆さんが訪問される時には、その辺を均等に、いろんな教科・領域の学習を見ることができるよう工夫していきたいと思います。おそらくこのような機会には、担当の指導主事が専門とするところをまず回るのだと思います。1クラス5分見れるかどうかという実態であると思います。結果として、コースによって、教科の違いが出ております。委員の皆さんが訪問される際には、そこには十分配慮していきたいと思います。学校訪問につきましては、実施をして委員の皆様のお気づきの点をお聞きしながら充実させていきたいと思えます。また、計画学校訪問が学校にとっては7年に一度ということですが、このペースでいいのか、もう少し軽くして頻度を増やすという方策もあるかと思えますけれども、今回はこの形で、委員の皆さんの学校訪問につきまして実施する方向で進めていきたいと思います。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

## 7 報告事項

### (1) 教育委員会関係の主な行事について

教育長 次に報告事項（1）について、説明をお願いします。

事務局 議案つづりの15ページをご覧ください。報告事項（1）教育委員会関係の主な行事につきまして、ご説明いたします。市郡中体連総合体育大会が、陸上競技につきましては、6月7日と8日に県立鴨池陸上競技場で、それ以外の水泳、野球などの種目につきましては、6月14日から17日まで、鴨池公園水泳プールなど市内の会場を中心に開催される予定でございます。市立学校生徒の活躍が期待されているところでございます。次に、市立学校の春季の運動会が5月22日に、幼稚園1園と小学校6校で開催されました。今後、5月29日に小学校10校、6月5日に小学校1校で開催される予定でございます。以上でございます。

教育長 何かお聞きになりたいことがありましたらどうぞ。

教育長 今朝の新聞には、花尾小の記事が出ていました。また、松元小につきまして

は、屋体の工事の関係でこの時期にということでした。基本的には熱中症対策が中心ですけれども、中には地域の高齢者等が行事に参加しやすいようにというような地域の実情に応じて、この時期の開催になっているところもあるということです。

委員 春に開催する趣旨はわかりましたが、どのような形で決定するのでしょうか。小学校で決定をしたら教育委員会が認めるという形でしょうか。

教育長 手続きについて、運動会の開催日時決定のあり方についてですね。

事務局 運動会につきましては、学校行事でございますので、教育課程の編成につきまして、最終的には校長が適切な時期に設定いたします。さきほど話に出た花尾小の運動会については、学校の公開と学校行事としてやります。地域の運動会も兼ねていますので、そこは地域の方々とも話し合っ、決定をしていきます。教育委員会につきましては、実施日時に特に問題がなければ、その通りとします。修学旅行の時期等も、これと同様の考え方です。

委員 では、校長が権限を持っているということですね。

教育長 そうです。教育課程の編成ということですので、法的には、校長が権限を持っています。ただ、昨年度のような土曜授業等の場合には、市全体の協調性といえますか、行事等との関連性もありますので、市と綿密な連携をとる必要はあるかと思えます。秋にあったものを変更するという場合には、実際の学校としての手続きは、地域PTAと十分相談しながらするということですよ。

事務局 そうです。本年度は17校ございますが、春の運動会にした理由は大きく3つでございます。1つは、工事の関係でございます。秋では運動場が広く使えないので、この時期に実施します。それから2つ目が、秋に校区と合同で一斉開催いたしますと、お孫さんのいるおじいさんやおばあさんが、他のところに応援に行っていしまって、そもそも住んでいらっしゃるところの校区運動会に参加ができないので、春にずらすという事です。新聞にも出ておりましたが、花尾小も、春に移したことで、昨年よりも100人増えたということです。3つ目が、熱中症関係等、子どもの体調を考えての開催です。秋は、夏休みが明けたら学習に集中したいということもあります。保護者等のアンケートを取りながら決定しております。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

## 8 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 次回の定例会の日程についてご案内いたします。次回は6月9日木曜日の16時30分からでございます。よろしく申し上げます。以上です。

## 9 閉会

教育長 それでは、以上をもちまして、本日の定例会を終了いたします。

【以上】